

日本生命グループの「はなさく生命」が
確かな安心をお届けします



もしものときに
ご家族の生活をサポート

健康に不安が
ある方へ

かんたん告知

はなさく収入保障

引受緩和型収入保障保険(無解約払戻金型)

「はなさく生命」は日本生命グループの生命保険会社です

はなさく生命は、日本生命保険相互会社の100%出資子会社として2019年4月に営業を開始した新しい生命保険会社です。



■会社概要 (2022年10月1日時点)

会社名	はなさく生命保険株式会社 (HANASAKU LIFE INSURANCE Co., Ltd.)
営業開始日	2019年4月1日
株主構成	日本生命保険相互会社 100%

「はなさく生命」という社名には、「お客様にとって価値ある商品・サービスの新しい種をまき、育むことを通じて、お客様一人ひとりの人生に花を咲かせていきたい」という想いを込めております。

お問合せ先

○ はなさく生命お客様コンタクトセンター

はなさく いーな
0120-8739-17
(通話料無料)

【受付時間】月~土曜日 9:00~18:00(祝日、12/31~1/3を除く)

※プライバシー保護のため、お問合せは契約者ご本人からお願いいたします。
※お電話をいただく際には、証券番号をお知らせください。
※はなさく生命お客様コンタクトセンターへのお電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実等の観点から、録音することがありますので、あらかじめご了承ください。

○ はなさく生命ホームページ

<https://www.life8739.co.jp/>

はなさく生命 検索



※はなさく生命ホームページではご契約内容のご確認や、住所・電話番号の変更等の各種お手続きができます。

生命保険募集人について

当社の生命保険募集人(募集代理店を含みます。)は、契約締結の代理権を有さないため、申込みを承諾する権限がなく、保険契約を成立させることができません。(当社の生命保険募集人は、契約締結の媒介を行います。)したがって、保険契約は、お客様からの保険契約の申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

[募集代理店]

[引受保険会社]



はなさく生命保険株式会社
〈お客様コンタクトセンター〉 0120-8739-17
〈ホームページ〉 <https://www.life8739.co.jp/>

募HS-22-048-300(2022.10)-11024



万一のときに、
のこされたご家族の
生活を
毎月サポート!

毎月
お給料のように
受取れます!

さっくん はんな



未来に花を咲かせましょう。

はなさく収入保障 は健康に不安がある

引受緩和型収入保障保険(無解約払戻金型)

1 Aさん 35歳会社員の場合
はあ……
自分に万一のことがあったらどうしよう…

2 のこされた家族は今の穏やかな暮らしを送ることができるのかな…
毎月の食費・光熱費等は?
子どもの教育費は?
住宅ローンや家賃は?

3 トントン

4 えっ!?

5 何かお困りですか?
収入保障保険って?
万一のことがあった場合、一定の期間、毎月お給料のように年金を受取れる保険です

6 たとえば、保険期間を定年になるまでの期間にしておけば、もし、Aさんに万一のことがあった場合、定年になるまでの期間、毎月お給料のように年金を受取れます

健康だったら	万一のことがあったら	収入保障保険に入っていたら
定年になるまでの間、働いていればお給料を受取れます。	お亡くなりになった以降は、お給料を受取れません。	お亡くなりになった以降は、毎月お給料のように年金を受取れます。
<p>▲35歳 定年▲</p>	<p>▲35歳 ▲40歳 死亡 定年▲</p>	<p>▲35歳 ▲40歳 死亡 定年▲</p>

へー。万一のことがあっても、妻や子どもは安心だね。

※上部のイメージ図は、収入保障保険の仕組みを説明するために示したものです。お亡くなりになった場合、公的な保障である遺族年金もあります。遺族年金の詳細は、11ページをご確認ください。

方でも加入しやすい収入保障保険です!

7 さらに 収入保障保険は、保険期間の経過とともに、生活費の総額が減少していくのにあわせ、受取総額も徐々に減少していく**合理的な仕組み**になっています!
生活費の推移と収入保障保険の年金受取総額の推移(イメージ)



8 でも、持病があるから入れる保険がないんだよ!

9 ご安心ください! 持病がある方や健康に不安がある方でも**3つの告知項目***がすべて「いいえ」であれば、お申込みいただける収入保障保険があるんです!

※告知項目がすべて「いいえ」の場合でも、ご職業・過去の契約状況等によりお引受けできないことがあります。

10 それが
かんたん告知☑
はなさく収入保障
引受緩和型収入保障保険(無解約払戻金型)

これなら家族もあんしんだー!

- この商品は、告知項目を限定し引受基準を緩和することで、健康に不安のある方でも加入しやすいように設計されています。このため、**保険料は当社の他の収入保障保険と比べて割増しされています。**
- 健康状態について、より詳細に告知いただくことにより、**保険料が割増しされていない当社の他の収入保障保険にご加入いただける場合があります。**(ただし、健康状態によっては、ご契約に特別な条件がつく場合があります。)
- 責任開始日から契約日の1年後の応当日の前日までに死亡された場合、年金の支払額は年金月額額の50%に削減されます。**ただし、災害(不慮の事故または所定の感染症)により死亡された場合は、年金月額全額をお支払いします。

*引受緩和型3大疾病保険料払込免除特約を付加する場合、告知項目は6つとなります。詳しくは3~4ページをご確認ください。

はなさく収入保障の告知項目

引受緩和型収入保障保険(無解約払戻金型)

必須

3つの基本告知項目がすべて「いいえ」ならお申込みいただけます!

基本告知項目

1 **直近3カ月以内**に、医師により**入院・手術**(カテーテル・レーザー・内視鏡によるものも含まれます)・**検査・先進医療**をすすめられたことがありますか。

ただし、**表1**の病気やケガによる入院・手術をすすめられた場合で、告知日時点ですでに退院している、もしくは手術済みである場合、または**表2**の手術をすすめられた場合は「いいえ」となります。

いいえ

2 **過去2年以内**に、病気やケガで**入院・手術**(カテーテル・レーザー・内視鏡によるものも含まれます)・**先進医療**を受けたことがありますか。

ただし、**表1**の病気やケガによる入院・手術、または**表2**の手術の場合は「いいえ」となります。

いいえ

3 **過去5年以内**に、**悪性新生物または上皮内新生物、肝硬変、認知症、アルコール依存症、統合失調症**で医師による診察(問診・診察・検査・治療・投薬)を受けたことがありますか。

※現在、悪性新生物または上皮内新生物、肝硬変の疑いがあると医師に指摘されている場合を含みます。ただし、「悪性新生物または上皮内新生物」については、治療・投薬を受けた最後の日から10年以上経過し、現在、悪性新生物または上皮内新生物、肝硬変の疑いがあると医師に指摘されていない場合は「いいえ」となります。

いいえ

告知対象外となる
病気やケガ・手術を
ご確認ください

CHECK!

表1

目・耳・鼻	ものもらい(めばちこ)、レーシック、急性中耳炎、鼻炎、副鼻腔炎(蓄膿症)
口・のど	歯根嚢胞、咽頭炎、喉頭炎
胃腸・肛門	急性胃腸炎、食中毒、痔
皮膚	いぼ、粉瘤、巻き爪
その他	かぜ、インフルエンザ、熱中症(日射病)、四肢の脱臼、四肢の腱または靭帯の損傷や断裂、四肢の骨折(将来抜釘を要する内固定具(金属、プレート等)が現在入っていない場合に限る)

表2

- 傷の処理(創傷処理、デブリードマン)
- 切開術(皮膚、鼓膜)
- 抜歯手術
- 骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術
- 異物除去(外耳、鼻腔内)
- 鼻焼灼術(鼻粘膜、下甲介粘膜)
- 魚の目、タコ手術(鶏眼・胼胝切除術)

用語解説と留意点

入院	手術	検査をすすめられた
教育入院、日帰り入院、検査入院も含まれます。ただし、 正常分娩による入院や定期的な人間ドックのための入院は含まれません。 なお、入院中の場合は、正常分娩による入院であってもお申込みいただけません。	手術とは器具を用い、お身体に切断・摘除等の操作を加えるものすべてを指します。カテーテル・レーザー・内視鏡による手術に加え、帝王切開、体外衝撃波結石破砕術(ESWL)も含まれます。また、ケガによる手術、日帰り手術も含まれます。	医師の診察を受けた結果、または健康診断・人間ドック・がん検診を受けた結果、診断確定のための再検査・精密検査をすすめられたことをいいます。 (再検査・精密検査を受けた結果、異常がなく、その後の治療・通院等は不要と診断された場合は除きます。)

必ずご確認ください

- この商品は、告知項目を限定し引受基準を緩和することで、健康に不安のある方でも加入しやす
- 健康状態について、より詳細に告知いただくことにより、保険料が割増しされていない当社の
- 責任開始日から契約日の1年後の応当日の前日までに死亡された場合、年金の支払額は年金ただし、災害(不慮の事故または所定の感染症)により死亡された場合は、年金月額全額をお

さらに

引受緩和型3大疾病保険料払込免除特約の付加をご希望の場合は、3つの追加告知項目がすべて「いいえ」ならお申込みいただけます!

追加告知項目

4 **過去2年以内**に、医師による**診察・検査**、または、**健康診断・がん検診・人間ドック**において、**以下の病気・症状**で異常指摘(要再検査/要精密検査/要治療)を受けたことがありますか。

ただし、再検査・精密検査の結果、異常がないため以後の医師による診察・検査は不要とされた場合は「いいえ」となります。

<告知対象となる病気・症状(疑いを含む)>

悪性新生物または上皮内新生物、子宮頸部異形成、ポリープ、腫瘍、腫瘍、胸のしこり

いいえ

5 **過去2年以内**に、**以下の心疾患、脳血管疾患、糖尿病合併症**で医師による診察(問診・診察・検査・治療・投薬)を受けたことがありますか。

※現在、以下の病気の疑いがあると医師に指摘されている場合を含みます。

心疾患	虚血性心疾患(狭心症、心筋梗塞、急性冠症候群)、心不全、心筋症、肺塞栓症、発作性頻脈・心房細動等の不整脈、僧帽弁閉鎖不全や大動脈弁狭窄・閉鎖不全等の心臓弁膜症、ペースメーカーや体内除細動器の装着がある場合
脳血管疾患	脳卒中(くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞)、一過性脳虚血発作、脳動脈硬化症・脳動脈瘤・もやもや病等の脳血管障害、脳動脈瘤、頸動脈閉塞
糖尿病合併症	糖尿病性網膜症、糖尿病性腎症、糖尿病性神経症

いいえ

6 **過去2年以内**に、**心電図検査**において以下の所見で「要再検査/要精密検査/要治療」を指摘されたことがありますか。

<告知対象となる所見>

心電図所見	虚血性変化、心筋障害、心筋虚血、巨大陰性T波、ST-T異常、完全左脚ブロック、完全房室ブロック、心房細動(AF)、心室細動(VF)、ブルガダ型
-------	---

※上記の所見で、過去2年以内に一度でも「要再検査」等の異常指摘をされた場合は、直近の指摘が「異常なし・要経過観察」等であってもお申込みいただけません。

いいえ

CHECK!

投薬	悪性新生物または上皮内新生物	病気の疑い
病院や診療所で、薬の処方のみを受けた場合も含まれます。	悪性新生物または上皮内新生物には、がん・上皮内がん・肉腫・白血病・リンパ腫・骨髄腫・骨髄異形成症候群・真性赤血球増加症・本態性(特発性)血小板血症・カルチノイド・GIST(消化管間質腫瘍)・子宮頸部高度異形成(陰部を含みます)を含みます。	「病気の疑いがあると医師に指摘されている場合」には、医師から、口頭、書面を問わず、当該病気の可能性について言及されていることを含みます。 (診察・検査の結果、当該病気ではないと診断された場合は除きます。)

すいように設計されています。このため、保険料は当社の他の収入保障保険と比べて割増しされています。他の収入保障保険にご加入いただける場合があります。(ただし、健康状態によっては、ご契約に特別な条件がつく場合があります。)月額50%に削減されます。支払いします。

の契約状況等によりお引受けできないことがあります。

はなさく収入保障の保障一覧

引受緩和型収入保障保険(無解約払戻金型)

※以下の保障イメージ図内では、支払事由に該当した時期ごとの年金受取総額を記載しています。

保障内容		保障イメージ図(契約年齢:	35歳、保険期間・保険料払込期間:60歳、年金月額:10万円、年金支払保証期間*:2年)	詳細ページ									
主契約	<p>死亡</p> <p>引受緩和型収入保障保険(無解約払戻金型)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 万一のとき、保険期間満了まで毎月、年金を受取れます <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払事由の概要</th> <th>年金支払期間中1カ月あたりの支払額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約日から1年経過する前に死亡されたとき</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>災害*1以外(病気等)</td> <td>年金月額の50%</td> </tr> <tr> <td>災害*1</td> <td>年金月額</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>契約日から1年経過した後に死亡されたとき</td> <td>年金月額</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>*1 災害とは、不慮の事故または所定の感染症をいいます。(責任開始時以後に生じたものに限ります。) ※高度障害状態になられたときの年金のお支払いはありません。</small></p> <p>収入保障年金</p> <p>契約年齢 20~70歳</p>	支払事由の概要	年金支払期間中1カ月あたりの支払額	契約日から1年経過する前に死亡されたとき	<table border="1"> <tr> <td>災害*1以外(病気等)</td> <td>年金月額の50%</td> </tr> <tr> <td>災害*1</td> <td>年金月額</td> </tr> </table>	災害*1以外(病気等)	年金月額の50%	災害*1	年金月額	契約日から1年経過した後に死亡されたとき	年金月額	<p>災害以外(病気等)で死亡された場合</p> <p>責任開始日から契約日の1年後の応当日の前日までに災害以外の原因で死亡された場合、年金の支払額は年金月額の50%に削減されます。</p> <p>災害で死亡された場合</p>	P7~P8
	支払事由の概要	年金支払期間中1カ月あたりの支払額											
契約日から1年経過する前に死亡されたとき	<table border="1"> <tr> <td>災害*1以外(病気等)</td> <td>年金月額の50%</td> </tr> <tr> <td>災害*1</td> <td>年金月額</td> </tr> </table>	災害*1以外(病気等)	年金月額の50%	災害*1	年金月額								
災害*1以外(病気等)	年金月額の50%												
災害*1	年金月額												
契約日から1年経過した後に死亡されたとき	年金月額												
特約	<table border="1"> <thead> <tr> <th>特約名称</th> <th>概要</th> <th>詳細ページ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>生前受取</p> <p>リビング・ニーズ保険金</p> </td> <td> <p>リビング・ニーズ特約 自動付加・特約保険料無料</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 余命6カ月以内と判断されるとき、生前にリビング・ニーズ保険金を受取れます </td> <td>P16</td> </tr> <tr> <td> <p>保険料払込みの免除</p> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● がん(または悪性新生物*2)・心疾患・脳血管疾患で所定の事由に該当されたとき、以後の保険料の保障あり型または「上皮内がん保障なし型」から選択できます ● 保障範囲の型は、「上皮内がん」 </td> <td>P9~P10</td> </tr> </tbody> </table>	特約名称	概要	詳細ページ	<p>生前受取</p> <p>リビング・ニーズ保険金</p>	<p>リビング・ニーズ特約 自動付加・特約保険料無料</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 余命6カ月以内と判断されるとき、生前にリビング・ニーズ保険金を受取れます 	P16	<p>保険料払込みの免除</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● がん(または悪性新生物*2)・心疾患・脳血管疾患で所定の事由に該当されたとき、以後の保険料の保障あり型または「上皮内がん保障なし型」から選択できます ● 保障範囲の型は、「上皮内がん」 	P9~P10	<p>★第1回の年金の支払基準日から保険期間満了日の翌日までの期間が年金支払保証期間に満たない場合、年金支払保証期間分の年金のお支払いが保証されます。(年金支払保証期間は2年・5年から選択可能)</p>		
特約名称	概要	詳細ページ											
<p>生前受取</p> <p>リビング・ニーズ保険金</p>	<p>リビング・ニーズ特約 自動付加・特約保険料無料</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 余命6カ月以内と判断されるとき、生前にリビング・ニーズ保険金を受取れます 	P16											
<p>保険料払込みの免除</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● がん(または悪性新生物*2)・心疾患・脳血管疾患で所定の事由に該当されたとき、以後の保険料の保障あり型または「上皮内がん保障なし型」から選択できます ● 保障範囲の型は、「上皮内がん」 	P9~P10											

*2 悪性新生物には、上皮内がん(上皮内がんには、子宮頸がん0期・非浸潤がん・食道上皮内がん・大腸粘膜内がん等があります。)や皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは含みません。

引受緩和型収入保障保険 (無解約払戻金型)

契約年齢:20~70歳
保険期間:
45~70、75、80歳
(10年以上)

万一のときに備える

● **万一**のとき、保険期間満了まで毎月、**年金**を受取れます

万一のときに備えられる

毎月お給料のように
受取れる

次の事由に該当されたときに年金を受取れます

年金	支払事由の概要	年金支払期間中 1カ月あたりの支払額		受取人
収入保障 年金	契約日から 1年経過する前に 死亡されたとき	死亡された原因 災害*以外 (病気等)	年金月額 の 50%	収入保障 年金受取人
	契約日から 1年経過した後に 死亡されたとき		年金月額	

● 年金のお支払いを開始した場合、以後の**保険料の払込みは不要**です。

*災害とは、**不慮の事故**または**所定の感染症**をいいます。(責任開始時以後に生じたものに限ります。)

※高度障害状態になられたときの年金のお支払いはありません。

※年金月額:5万円以上で設定可能(1万円単位)

※年金支払保証期間:2年・5年から選択可能

死亡

収入保障年金

保険料の払込みの免除
(主契約の保障に含まれます)

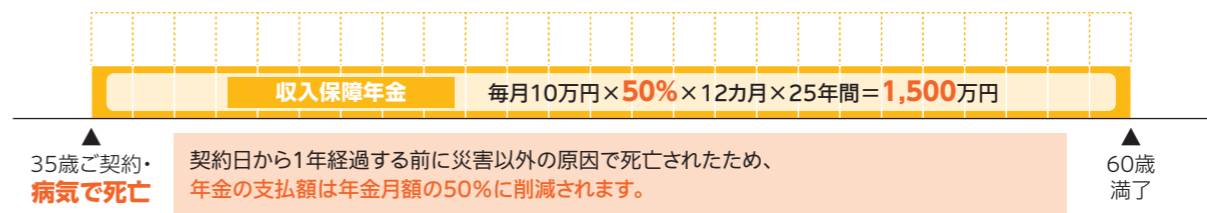
被保険者が責任開始時以後に生じた不慮の事故による所定の高度障害状態または身体障害状態になられたとき、以後の保険料の払込みを免除します。

「引受緩和型3大疾病保険料払込免除特約」が付加されている場合は、左記に加え、がん等で所定の事由に該当されたときにも、以後の保険料の払込みを免除します。

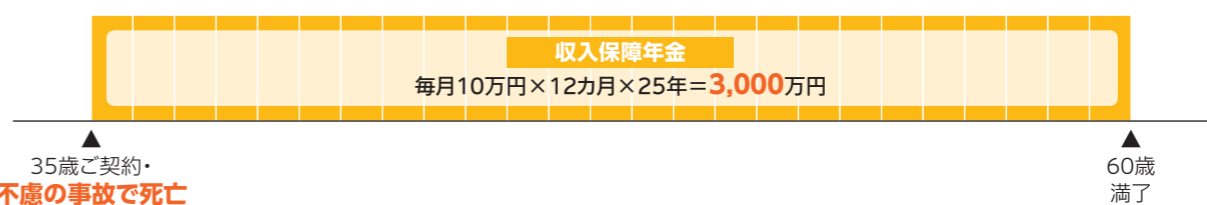
お受取額例(イメージ図)

契約年齢:35歳、保険期間・保険料払込期間:60歳、年金月額:10万円、年金支払保証期間:2年

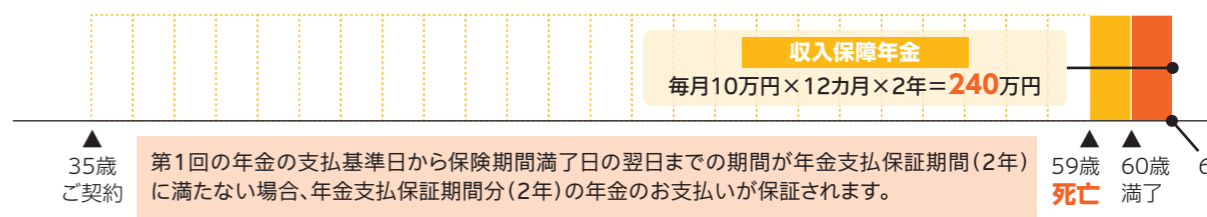
例1 35歳(ご契約から1カ月以内)に**病気で死亡**された場合



例2 35歳(ご契約から1カ月以内)に**不慮の事故で死亡**された場合



例3 59歳(ご契約から24年1カ月目)に**死亡**された場合



必要保障額 と保険期間 の考え方

いくら(必要保障額)

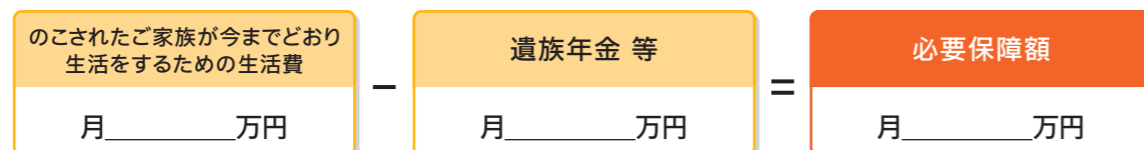
「のこされたご家族が今までどおり生活するための生活費」から「遺族年金等(万一のときに確保できる収入)」を差引くと、必要保障額を算出することができます。

【必要保障額の考え方(例)】

■ のこされたご家族が今までどおり生活するための生活費:月25万円 ■ 遺族年金:月15万円 の場合



いくら必要か計算してみましょう



※遺族年金については、11ページ「公的保障制度について」をご確認ください。

いつまで(保険期間)

保険期間については、「本人が定年退職する年齢まで」等、本来収入がある期間に設定するのが一般的です。また、「かんたん告知 はなさく収入保障」は、「お子さまが独立するまで」等、さまざまなライフステージにあわせて、保険期間を柔軟に設定することも可能です。

【保険期間設定の考え方(例)】



いつまで必要か考えてみましょう



● **がん(または悪性新生物)・心疾患・脳血管疾患**で所定の事由に該当されたとき、
以後の**保険料の払込みを免除**します

保障範囲は、2つの型から選択可能

上皮内がん保障あり型

上皮内がん保障なし型

心疾患や脳血管疾患を幅広く保障

保障範囲の型

保障範囲の型は、「上皮内がん保障あり型」または「上皮内がん保障なし型」から選択できます。次の「○」が記載されている疾病について、保障の対象となります。

	がん		心疾患	脳血管疾患
	上皮内がん・皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん	悪性新生物		
選択 上皮内がん保障あり型	○	○	○	○
上皮内がん保障なし型	—	○	○	○

保険料払込免除事由の概要

次のいずれかに該当されたときに以後の保険料の払込みを免除します。

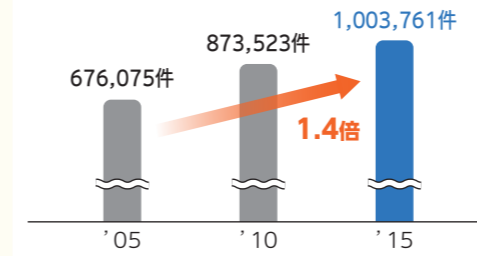
疾病の種類	保険料払込免除事由の概要	
	上皮内がん保障あり型	選択 上皮内がん保障なし型
がん または 悪性新生物	責任開始時以後に 初めてがん と診断確定されたとき*1	責任開始時以後に 初めて悪性新生物 と診断確定されたとき*2
心疾患	①所定の 急性心筋梗塞 を発病し、その治療のため、 1日以上入院 をされたとき、または所定の 手術 を受けられたとき ②所定の 急性心筋梗塞以外の心疾患 を発病し、その治療のため、 継続20日以上入院 をされたとき、または所定の 手術 を受けられたとき	
脳血管疾患	①所定の 脳卒中 を発病し、その治療のため、 1日以上入院 をされたとき、または所定の 手術 を受けられたとき ②所定の 脳卒中以外の脳血管疾患 を発病し、その治療のため、 継続20日以上入院 をされたとき、または所定の 手術 を受けられたとき	

⚠ *1 責任開始日から90日経過後にがんと診断確定された場合に限りです。
(責任開始日の5年前の応当日の翌日から責任開始時までにごんと診断確定されていないことを要します)
*2 責任開始日から90日経過後に悪性新生物と診断確定された場合に限りです。
(責任開始日の5年前の応当日の翌日から責任開始時までにごんと診断確定されていないことを要します)

3大疾病(がん・心疾患・脳血管疾患)の現状

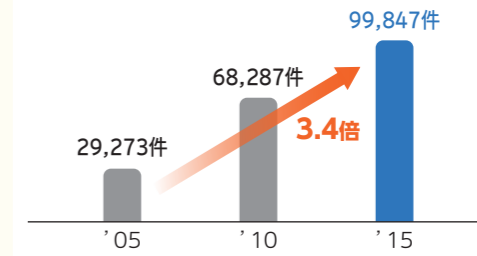
がんの罹患数(推計値)(全部位)

【がん(上皮内がんを含む)】



がん(上皮内がんを含む)の罹患数は、年々増加

【上皮内がん】



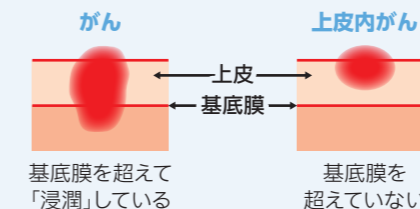
[出典]国立がん研究センターがん情報サービス「がん登録・統計」より当社にて算出

上皮内がんとは

がん細胞が上皮にとどまっておき、それ以上は浸潤していない初期のがんのことをいいます。
※部位によって上皮内がんの定義は異なります

<上皮内がん例>

- 子宮頸がん0期
- 非浸潤がん
- 食道上皮内がん
- 大腸粘膜内がん
- 等



【がん検診・健診・人間ドックでがんが発見された人のうち、上皮内がんが発見された人の割合】

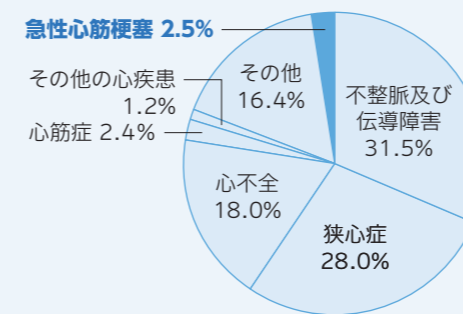
大腸 34.6% (結腸・直腸)

子宮頸部 83.7%

[出典]厚生労働省「令和元年 全国がん登録 罹患数・率報告」より当社にて算出

心疾患

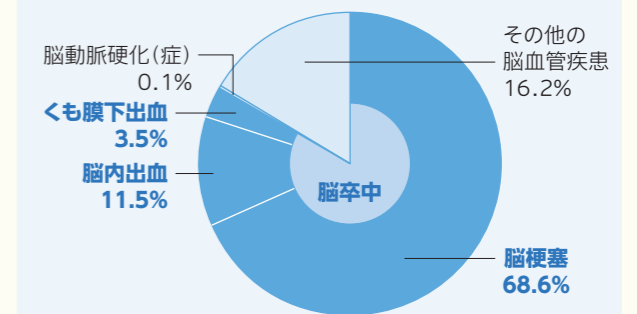
【心疾患の総患者数の内訳】



[出典]厚生労働省「令和2年 患者調査」

脳血管疾患

【脳血管疾患の総患者数の内訳】



[出典]厚生労働省「令和2年 患者調査」



公的保障制度について

当ページは2022年7月時点の公的保障制度の概要を示したものであり、「かんたん告知 はなさく 収入保障」の収入保障年金の概要を示したものではありません。

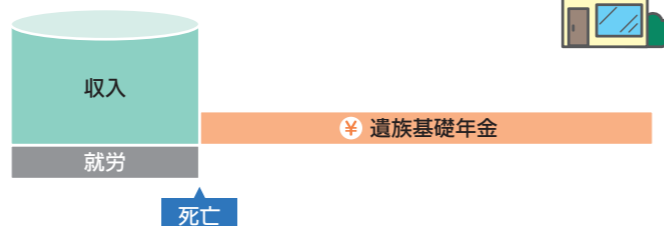
万一のとき

のこされたご家族に遺族年金が支給されます。

会社員・公務員等のイメージ



自営業者等のイメージ



遺族基礎年金 (自営業者・会社員・公務員等)	遺族厚生年金 (会社員・公務員等)
遺族基礎年金は、自営業・会社員・公務員等の方が亡くなられたとき、「子のある配偶者」または「子」に支給される年金です。 ※「子」とは、18歳到達年度の末日まで(障害等級1級・2級に該当する場合は20歳未満まで)の未婚の子です。	遺族厚生年金は、会社員・公務員等の方が亡くなられたとき、一定要件を満たすと遺族に支給される年金です。

※詳しい受給資格要件等については、日本年金機構等のホームページをご確認ください。

遺族年金支給額(概算額)早見表 (2022年7月時点)

(単位:万円)

平均標準報酬月額	会社員・公務員等(遺族基礎年金+遺族厚生年金)							
	妻のみ		妻と子1人		妻と子2人		妻と子3人	
	年額	月額	年額	月額	年額	月額	年額	月額
20万円	32.0	2.6	132.2	11.0	154.6	12.8	162.0	13.5
30万円	48.0	4.0	148.2	12.3	170.6	14.2	178.0	14.8
40万円	64.1	5.3	164.2	13.6	186.6	15.5	194.1	16.1
50万円	80.1	6.6	180.3	15.0	202.6	16.8	210.1	17.5

平均標準報酬月額	自営業者等(遺族基礎年金)							
	妻のみ		妻と子1人		妻と子2人		妻と子3人	
	年額	月額	年額	月額	年額	月額	年額	月額
	0.0	0.0	100.1	8.3	122.5	10.2	130.0	10.8

※上記は亡くなられた方が夫の場合を例示しています。遺族基礎年金については、亡くなられた方が妻の場合も同様の取扱いとなりますが、遺族厚生年金については、亡くなられた方が妻の場合、支給要件・支給開始時期等が異なります。詳しくは日本年金機構等のホームページをご確認ください。

- 平均標準報酬月額とは、「被保険者であった期間の標準報酬月額の合計」を「被保険者であった期間の月数」で割った額で、年金額の計算の基礎となるものです。
- 遺族厚生年金の年金額については、2003年4月から導入されている総報酬制を考慮し、賞与が一定割合(年間3.6カ月分)支給される前提で「平均標準報酬月額」のみを使用して簡易的に算出しています。また、遺族厚生年金の場合、現役会社員・公務員等の厚生年金の加入期間は最低300月分が保障されるため、当資料についても加入期間を300月として計算しています。
- 遺族厚生年金には、一定の要件を満たすと妻に中高齢寡婦加算(年額約58.3万円)が支給されるケースもありますが、当資料では加味していません。
- 2015年10月より厚生年金と共済年金が一元化されたため、公務員等が亡くなった場合も遺族厚生年金が支給されますが、経過措置により過去の加入期間に応じた旧職域加算に対応する年金が支払われるケースもあります。
- 表中の「子」とは、18歳到達年度の末日まで(障害等級1級・2級に該当する場合は20歳未満まで)の未婚の子のことです。また、各年金額は千円未満を切捨て表示していますので、月額を12倍しても年額と合致しないこともあります。

[制作・監修]株式会社セールス手帖社保険FPS研究所

Q&A よくあるご質問

Q 持病や既往症が原因で死亡した場合でも、収入保障年金のお支払対象となりますか?

A 責任開始時以後に死亡された場合は、その原因が責任開始時に生じた持病や既往症であっても年金のお支払対象となります。

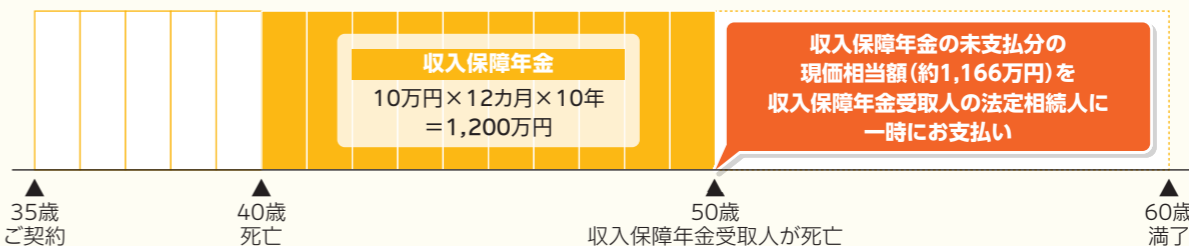
⚠ 引受緩和型3大疾病保険料払込免除特約におけるがんの取扱いは、当ページ3つ目のQ&Aをご確認ください。

Q 収入保障年金の受取中に収入保障年金受取人が亡くなった場合、どうなりますか?

A 年金の支払事由に該当した後、年金支払期間が満了するまでに、収入保障年金受取人が死亡されたときは、年金支払期間の残存期間に対する年金の現価相当額を死亡された収入保障年金受取人の法定相続人に一時にお支払いします。この場合、ご契約は消滅します。

ご契約例 契約年齢:35歳、保険期間:60歳、年金月額:10万円、年金支払保証期間:2年

40歳(ご契約から5年1カ月目)で亡くなられ、収入保障年金受取人が収入保障年金の受取りを開始。その後、50歳(ご契約から15年1カ月目)で収入保障年金受取人が亡くなられた場合

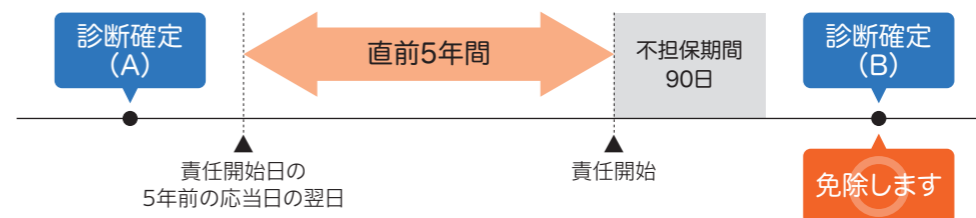


Q 加入前がんと診断確定されていましたが、加入後に新たにがんと診断確定された場合は、引受緩和型3大疾病保険料払込免除特約による保険料の払込みの免除の対象となりますか?

A 加入前がんと診断確定されていた場合でも、責任開始の直前5年間にがんと診断確定されていないときは、加入後に診断確定されたがん*について引受緩和型3大疾病保険料払込免除特約による保険料の払込みの免除の対象となります。

責任開始の6年前に、がんの診断確定(A)をされ、責任開始時以後、不担保期間が経過した後新たにがん*の診断確定(B)をされたケース

責任開始の6年前にがんの診断確定(A)をされていた場合でも、責任開始の直前5年間(以下 ←→ の期間中)に、がんの診断確定をされていないときは、がん*の診断確定(B)について、引受緩和型3大疾病保険料払込免除特約による保険料の払込みの免除の対象となります。



* 「上皮内がん保障なし型」の場合、上皮内がんや皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは、引受緩和型3大疾病保険料払込免除特約による保険料の払込みの免除の対象となりません。詳しくは9ページをご確認ください。

⚠ 告知項目に該当する場合(例えば、「過去5年以内に、がんで医師による診療を受けたことがある」等)は、加入できません。

Q&A よくあるご質問

Q

収入保障年金の受取方法にはどのようなものがありますか？

A

年金の受取方法には次のような方法があります。

ご契約例	契約年齢:35歳/保険期間:60歳/年金月額:10万円/年金支払保証期間:2年
お受取例	40歳(ご契約から5年1カ月目)で死亡された場合

■保険期間満了まで毎月、年金をお受取りいただく方法です。

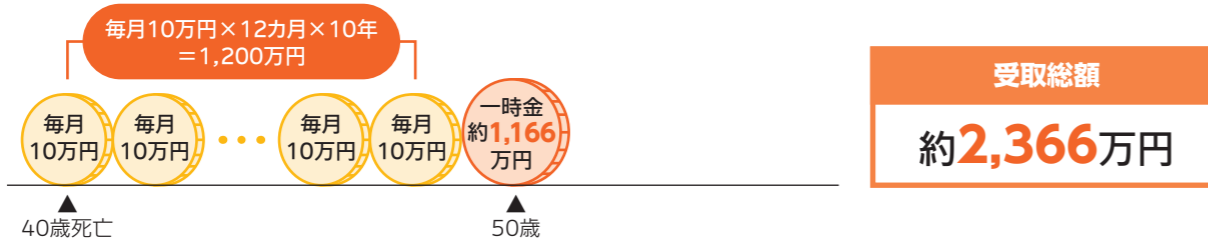


■年金現価を一時金としてお受取りいただく方法です。



※受取額は年金を毎月受取る場合の総額よりも、少なくなります。

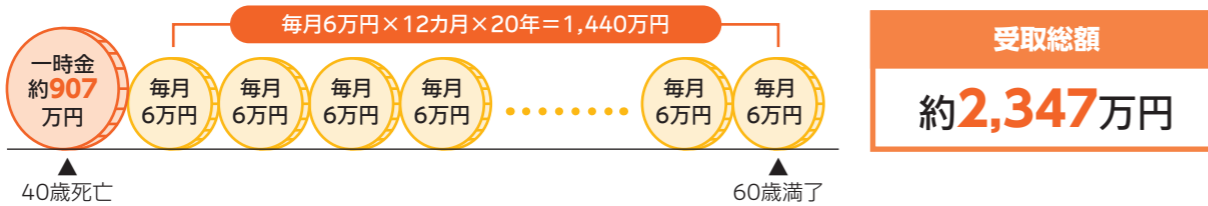
■毎月、年金をお受取りいただき、任意のタイミングで残りの年金を一時金としてお受取りいただく方法です。



※受取総額は年金を毎月受取る場合の総額よりも、少なくなります。

年金の支払事由に該当した後、収入保障年金受取人から年金の現価相当額の全部の一時支払いのご請求があったときは、将来の年金のお支払いに代えて、年金支払期間の残存期間に対する年金の現価相当額の全部を一時にお支払いします。この場合、ご契約は消滅します。

■初めに年金の一部を一時金で受取り、残りの金額を毎月の年金でお受取りいただく方法です。



※受取総額は年金を毎月受取る場合の総額よりも、少なくなります。

年金の支払事由に該当した後、収入保障年金受取人から年金の現価相当額の一部の一時支払いのご請求があったときは、将来の年金の一部のお支払いに代えて、年金支払期間の残存期間に対する年金の現価相当額の一部を一時にお支払いします(第1回の年金をお支払いする前に限り取扱います)。この場合、年金月額が減額されます。減額後の年金月額が当社の定める金額を下回るときは、年金の現価相当額の一部の一時支払いは取扱いません。

Q

収入保障年金を受取る際の税務について教えてください

A

契約者・被保険者・受取人の関係(契約形態)によって、次のとおり税務が異なります。

契約形態	年金として受取る場合		被保険者の死亡時に一時金として受取る場合
	被保険者の死亡時	年金受取り時	
①契約者と被保険者が同一人の場合 例: 夫(契約者) / 夫(被保険者) / 妻(受取人)	相続税 年金の受給権評価額に対して課税	所得税* (雑所得)	相続税
②契約者と受取人が同一人の場合 例: 夫(契約者) / 妻(被保険者) / 夫(受取人)	—	所得税 (雑所得)	所得税 (一時所得)
③契約者・被保険者・受取人がそれぞれ異なる場合 例: 夫(契約者) / 妻(被保険者) / 子(受取人)	贈与税 年金の受給権評価額に対して課税	所得税* (雑所得)	贈与税

* 1回目の年金は非課税となり、2回目以後の年金のうち一部が課税対象となります。
※ 上記例では契約者が夫の場合の例示をしていますが、契約者が妻の場合にも同様の取扱いとなります。(具体的には、上記例の「妻」と「夫」を入替えた形となります。)

Q

リビング・ニーズ保険金を受取る際の税務について教えてください

A

被保険者に支払われるリビング・ニーズ保険金については、**非課税**として取扱われます。



税務の取扱い等については2022年7月現在の税制・関係法令等にもとづき記載しています。今後、税務の取扱い等が変わる場合もありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務の取扱い等については、(顧問)税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

年金月額5万円					年金月額10万円					年金月額15万円				
男性		契約年齢(歳)	女性		男性		契約年齢(歳)	女性		男性		契約年齢(歳)	女性	
引受緩和型3大疾病 保険料払込免除特約	付加しない		付加する 上皮内がん 保障あり型	引受緩和型3大疾病 保険料払込免除特約	付加しない	付加する 上皮内がん 保障あり型		引受緩和型3大疾病 保険料払込免除特約	付加しない	付加する 上皮内がん 保障あり型	引受緩和型3大疾病 保険料払込免除特約		付加しない	付加する 上皮内がん 保障あり型
2,180	2,653	20	1,535	1,922	4,135	5,058	20	2,855	3,602	—	—	20	—	—
2,205	2,688	21	1,535	1,927	4,185	5,128	21	2,855	3,612	—	—	21	—	—
2,225	2,723	22	1,535	1,932	4,225	5,198	22	2,855	3,622	—	—	22	—	—
2,245	2,753	23	1,535	1,937	4,265	5,258	23	2,855	3,632	—	—	23	—	—
2,265	2,783	24	1,535	1,942	4,305	5,318	24	2,855	3,642	6,345	7,853	24	4,175	5,342
2,290	2,823	25	1,540	1,952	4,355	5,398	25	2,865	3,662	6,420	7,973	25	4,190	5,372
2,320	2,873	26	1,550	1,967	4,415	5,498	26	2,885	3,692	6,510	8,123	26	4,220	5,417
2,355	2,923	27	1,560	1,982	4,485	5,598	27	2,905	3,722	6,615	8,273	27	4,250	5,462
2,395	2,983	28	1,575	2,007	4,565	5,718	28	2,935	3,772	6,735	8,453	28	4,295	5,537
2,440	3,053	29	1,585	2,027	4,655	5,858	29	2,955	3,812	6,870	8,663	29	4,325	5,597
2,485	3,118	30	1,600	2,047	4,745	5,988	30	2,985	3,852	7,005	8,858	30	4,370	5,657
2,535	3,193	31	1,620	2,077	4,845	6,138	31	3,025	3,912	7,155	9,083	31	4,430	5,747
2,595	3,283	32	1,640	2,107	4,965	6,318	32	3,065	3,972	7,335	9,353	32	4,490	5,837
2,660	3,378	33	1,655	2,132	5,095	6,508	33	3,095	4,022	7,530	9,638	33	4,535	5,912
2,735	3,488	34	1,670	2,157	5,245	6,728	34	3,125	4,072	7,755	9,968	34	4,580	5,987
2,810	3,593	35	1,680	2,177	5,395	6,938	35	3,145	4,112	7,980	10,283	35	4,610	6,047
2,855	3,663	36	1,700	2,207	5,485	7,078	36	3,185	4,172	8,115	10,493	36	4,670	6,137
2,900	3,728	37	1,720	2,237	5,575	7,208	37	3,225	4,232	8,250	10,688	37	4,730	6,227
2,945	3,813	38	1,735	2,267	5,665	7,378	38	3,255	4,292	8,385	10,943	38	4,775	6,317
2,990	3,898	39	1,750	2,302	5,755	7,548	39	3,285	4,362	8,520	11,198	39	4,820	6,422
3,035	3,983	40	1,760	2,327	5,845	7,718	40	3,305	4,412	8,655	11,453	40	4,850	6,497
3,005	3,968	41	1,770	2,352	5,785	7,688	41	3,325	4,462	8,565	11,408	41	4,880	6,572
2,975	3,953	42	1,780	2,372	5,725	7,658	42	3,345	4,502	8,475	11,363	42	4,910	6,632
2,945	3,933	43	1,790	2,397	5,665	7,618	43	3,365	4,552	8,385	11,303	43	4,940	6,707
2,915	3,918	44	1,805	2,422	5,605	7,588	44	3,395	4,602	8,295	11,258	44	4,985	6,782
2,875	3,883	45	1,810	2,432	5,525	7,518	45	3,405	4,622	—	—	45	—	—
2,800	3,798	46	1,765	2,367	5,375	7,348	46	3,315	4,492	—	—	46	—	—
2,715	3,673	47	1,765	2,352	5,205	7,098	47	3,315	4,462	7,695	10,523	47	4,865	6,572
2,620	3,533	48	1,840	2,432	5,015	6,818	48	3,465	4,622	7,410	10,103	48	5,090	6,812
2,510	3,368	49	1,925	2,517	4,795	6,488	49	3,635	4,792	7,080	9,608	49	5,345	7,067
2,620	3,493	50	2,035	2,632	5,015	6,738	50	3,855	5,022	7,410	9,983	50	5,675	7,412

●2022年10月現在の保険料を記載しています。●上記以外の保険料については、募集代理店またははなさく生命までお問合せください。
●上記保険料の「—」については取扱いしていません。

検討に際しご留意いただきたい点

- 当冊子は保険商品の概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご確認ください。
- 当冊子に記載のデータについては、あくまでも出典元からの引用によるものであり、当社の保険商品の支払事由とは異なります。

引受緩和型収入保障保険(無解約払戻金型) 【主契約】について

- 年金支払期間が満了した場合、ご契約は消滅します。
- 収入保障年金は、第1回の年金の支払基準日(年金の支払事由該当日の翌日以後、最初に到来する月単位の契約応当日)から保険期間満了日の翌日までの期間を年金支払期間として毎月お支払いします。ただし、この年金支払期間が年金支払保証期間に満たない場合は、第1回の年金の支払基準日から年金支払保証期間満了日の直前の月単位の契約応当日までの期間を年金支払期間とします。

リビング・ニーズ特約について

■この特約で支払われる保険金は次のとおりです。

保険金名称	支払事由の概要	支払額	受取人
リビング・ニーズ保険金	余命が6カ月以内と判断されるとき	指定保険金額*から、リビング・ニーズ保険金の請求日から6カ月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する金額を差引いた金額	被保険者

*指定保険金額とは、請求日から6カ月後の応当日における年金の現価相当額のうちリビング・ニーズ保険金の受取人がリビング・ニーズ保険金の請求の際に指定した金額のことをいいます。

- リビング・ニーズ保険金の指定保険金額の限度は、リビング・ニーズ保険金の請求日から6カ月後の年金の現価相当額の範囲内、かつ、同一の被保険者につき他のご契約と通算して3,000万円以内の金額です。
- リビング・ニーズ保険金の請求日が、契約日の1年後の応当日の前日までのご契約、または、保険期間満了前1年以内のご契約については、リビング・ニーズ保険金をお支払いできません。
- リビング・ニーズ保険金をお支払いする前に、主契約の第1回の年金をお支払いした場合(年金の現価相当額の全部または一部を一時にお支払いした場合を含みます。)には、リビング・ニーズ保険金をお支払いできません。
- リビング・ニーズ保険金は1回限りのお支払いとなります。リビング・ニーズ保険金をお支払いした場合、リビング・ニーズ特約は消滅します。
- リビング・ニーズ保険金をお支払いした場合、ご契約はリビング・ニーズ保険金の請求日に消滅または減額されたものとします。

引受緩和型3大疾病保険料払込免除特約について

■責任開始時に生じた病気を原因として発病した心疾患または脳血管疾患を直接の原因として、責任開始時以後に入院しまたは手術を受けた場合でも、責任開始時以後にその病気の症状が悪化したことまたはその病気と医学上重要な関係にある病気が生じたことにより、心疾患または脳血管疾患を直接の原因とする入院または手術の必要があると医師によって診断されたときは、責任開始時以後の原因によるものとみなし、保険料の払込みの免除の対象となります。

解約払戻金について

■この商品に、解約払戻金はありません。

契約者配当金について

■この商品に、契約者配当金はありません。

その他の注意事項について

- 契約年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数については切捨てます。被保険者の保険契約上の年齢は毎年の年単位の契約応当日に契約年齢に1歳ずつ加えて計算します。保険期間等の満了時が被保険者の年齢により定められている場合、保険期間等は被保険者がその年齢に達する年単位の契約応当日の前日までとなります。
- 契約貸付制度、保険料の自動振替貸付制度、保険契約の復活の取扱い(消滅した保険契約を元に戻す取扱い)、保険期間満了後の更新の取扱いはありません。
- ご契約後に、年金月額の増額、特約の途中付加、ご契約時に選択した年金支払保証期間・型の変更をすることはできません。

ご契約時のお引受け条件

契約年齢	20～70歳	保険期間	45～70歳、75歳、80歳 ※保険期間10年以上
年金支払保証期間	2年・5年	保険料払込期間	保険期間と同一
年金月額	5万円以上(1万円単位)		

ご留意いただきたい点」および「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、必ずご確認ください。

年金等の支払事由やお支払いできない場合等の詳細については、当冊子の「検討に際し

相談
無料

紹介
無料

ご遺族あんしんサポート

※「ご遺族あんしんサポート」は日本生命の登録商標です。

【ご利用できる方】収入保障年金受取人さま*1

被保険者さまに万一のことがあった際にのこされたご家族の相続等の手続きをサポートします!



例えば...

手続きについて

- 何から対応したらいいの?
- 手続きの方法がわかりません。

相談
無料

電話相談

手続きに関するご質問についてファイナンシャルプランナー等が電話でお応えします。



相続税について

- 相続税ってかかるの?

相談
無料

レポートのご提供

お客さまの相続財産額に応じた税理士監修の「相続税額の目安等を把握するための参考資料(レポート)*2」をご提供します。



手続きをサポートしてほしい

- 忙しくて手続きできません。
- 手続きが不安です。

紹介
無料

専門家による各種手続きのサポート・代行

お手続き内容に応じた専門家をご紹介します。専門家が有料で各種手続きのサポート・代行をします。

- 戸籍等の取寄せ(行政書士)
- 預貯金の解約・名義変更等(ファイナンシャルプランナー等*3)
- 不動産の名義変更(司法書士)



税理士に相談したい

- 税理士の知り合いがいません。

紹介
無料

税理士による相続税申告

税理士をご紹介します。税理士が有料で相続税申告についてサポートします。

- 相続財産の把握・評価
- 相続税コンサルティング



*1 収入保障年金受取人さまの年齢、病状等により、収入保障年金受取人さまがサービスを利用することが困難な場合、その配偶者さままたは3親等以内の親族もご利用可能です。
*2 税理士監修の資料ですが、一定の前提条件に基づく試算のため、「相続税申告」や「相続税の申告要否検討表」には使用できません。
*3 一部対応できない地域があります。

ご遺族あんしんサポートのご利用にあたって

- 遺族あんしんサポート(以下、「当サービス」)は、(株)星和ビジネスリンクが提供するサービスであり、はなさく生命の提供する保険またはサービスではありません。ご利用に関して生じた損害についてははなさく生命は責任を負いません。
- ご利用の際は、はなさく生命ホームページに掲載しているサービスの詳細および注意事項をご確認のうえ、ご相談ください。
- サービスの提供はその内容に応じ、相続あんしんサポート(株)、税理士法人、司法書士法人、行政書士法人が担当します。有料サービスをご利用の場合は、サービスの内容に応じた専門家(法人)と契約を結んでいただきます。
- 電話等による相談・情報提供は無料ですが、必要な経費はすべて利用者ご本人にご負担いただきます。
- 当サービスは、将来、変更または廃止する場合があります。

相談
無料

24時間健康電話相談サービス

【ご利用できる方】契約者さまとご家族*4

健康に対する不安を、24時間365日、専門家に電話で無料相談できます!



例えば...

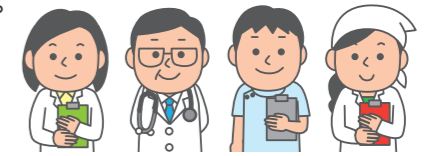
日常生活の健康について相談したい

- 夜中にこどもが40度近い熱を出した。どうしたらいいの?
- 毎年花粉症が辛い。セルフケアを教えてください。
- 健康診断で高血圧と指摘された。上手な減塩方法等を知りたい。

相談
無料

電話相談

健康に関する様々なご相談について専門スタッフ(看護師・保健師、医師*5、管理栄養士*5)が電話でお応えします。



*4 サービスをご利用できるご家族の範囲は、配偶者さまと2親等以内の親族とします。
*5 医師・管理栄養士へのご相談は予約制となります。なお、ご相談いただけるお時間は、15分程度となります。

相談
無料

24時間女性健康相談ダイヤル

【ご利用できる方】契約者さまとご家族*6 **女性限定**

女性特有の病気や症状に対する不安を、24時間365日、女性専門家に電話で無料相談できます!



例えば...

女性特有の体の悩みを相談したい

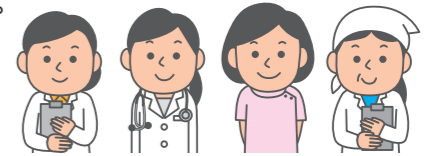
- 胸のしこりが心配。何科を受診すればいいの?
- 全身倦怠感やイライラすることが多いけど、何かの病気?
- 女性特有の体の悩みだから、女性に相談したい。

相談
無料

電話相談

全て女性専門家が対応!

女性特有の病気や症状に関する様々なご相談について、女性専門スタッフ(看護師・保健師、医師*7、管理栄養士*7)が電話でお応えします。



*6 サービスをご利用できるご家族の範囲は、配偶者さまと2親等以内の親族とします(女性からのご相談に限りです)。
*7 医師・管理栄養士へのご相談は予約制となります。なお、ご相談いただけるお時間は、15分程度となります。

24時間健康電話相談サービス・24時間女性健康相談ダイヤルのご利用にあたって

- 24時間健康電話相談サービスおよび24時間女性健康相談ダイヤルは、(株)ライフケアパートナーズが提供するサービスであり、はなさく生命の提供する保険またはサービスではありません。ご利用に関して生じた損害についてははなさく生命は責任を負いません。
- ご利用の際は、はなさく生命ホームページに掲載しているサービスの詳細および注意事項をご確認のうえ、ご相談ください。
- 各サービスは、将来、変更または廃止する場合があります。

各サービスの詳しい内容や利用方法につきましては、はなさく生命ホームページをご覧ください